相談事例から見た「相続問題の解決」(こついて

弁護士 椿 原 剛

- ・相続の開始
- ▶ 民法882条
- ▶ 「相続は、死亡によって開始する。」
- ▶ 民法の意思主義との関係
- → 被相続人の意思はどこへ?

- ▶・原則、法定相続分に従う
- → 特別受益、寄与分の主張
- ・遺産分割協議
- → 遺産分割調停、審判
- ・遺言書の作成
- ▶ ・相続放棄(≠相続分の放棄、相続分の譲渡)
- ▶ (遺産分割の前提問題については訴訟等)
- ▶ (遺産分割の対象?→預貯金に関する最判)

- ▶・被相続人の意思を反映させるには?
- → 遺言(民法967条以下)
- 種類:自筆証書遺言
- ▶ 公正証書遺言等
- ※遺言能力が必要
- cf後見(任意後見)、財産管理契約

- ▶ ・自筆証書遺言
- ▶ 要式:全文、日付、氏名を自書の上、印を押す
- ▶ なお、裁判所での要検認(有効無効ではない)
- ▶ 自筆証書遺言保管制度(法務局)
- ・公証証書遺言(秘密証書遺言)
- ▶ 公証役場にて公証人が作成する

- ・相続放棄
- ▶ 3か月以内に家庭裁判所で申述(郵送可)
- ▶ 延長、経過後の相当の理由
- → 遡って相続人でなくなる
- ▶ 積極と消極の財産の比較
- ▶ cf 相続分の放棄と譲渡
- ▶ 遺産分割協議で相続分を0にする

2 相続対策について

- ・争いの種?
- 前述の特別受益や寄与分の主張
- ▶ 疎遠となって久しい相続人
- 相続人が多数(兄弟姉妹、代襲等)
- ▶・被相続人の意思を反映させることが一つの解決
- ▶ 遺言書を作成する
- (遺留分に注意、これも争いの種)

3 相続に関する事例

- ・争いとなった事例
- ▶ ①複数の不動産、兄弟間の争い
- ▶ ②唯一の相続人と他の親類の争い
- ▶ ③連絡がつかない相続人
- ▶ ④長年の間、相続問題を放置
- c f 相続登記の義務化、令和6年4月から

3 相続に関する事例

- ・争いとならなかった事例
- ①公正証書遺言と遺言執行者
- ②自筆証書遺言と遺留分
- ▶ ③被相続人の意思が相続人間の共通認識

(弁護士業務の都合、原則、争いがあります)

4 あらかじめの対策

- ▶・自筆証書遺言、公正証書遺言の作成を検討
- ▶ 争いのある事例の②は間に合わなかった事例
- → 被相続人には将来のプランがあった様子
- → ある日、突然・・・
- ・遺言の相談は増加傾向(のような気がします)
- あらかじめの準備が重要と思料されます
- ▶ (相続財産の範囲も明らかにしやすい)

5 最近の傾向

- ▶・突然、金融機関等から連絡が・・・
- ▶ 疎遠な親類、情報がない
- ▶ → 相続放棄 or 時効の援用
- ・土地と建物があるものの・・・
- ▶ 固定資産税
- ▶ → 処分できるか
- ・相続放棄をするとしても・・・
- → 残った財産をどうするか

▶ご静聴、ありがとうございました